

危機管理マニュアル

まえがき

1. 緊急時対処方法の基本ルール
2. 想定される危機とは
3. 緊急時の対応（基本対応）
 - 3-1 状況把握
 - 3-2 警察・消防・救急隊への連絡
 - 3-3 室内待機
 - 3-4 緊急避難
 - 3-5 応急手当
 - 3-6 保護者への連絡
 - 3-7 救急病院への搬送
 - 3-8 緊急会議
 - 3-9 事件事故記録
 - 3-10 悪天候と光化学スモッグ注意報または警報発生時の対応
4. 緊急時の対応（事象別対応）
 - 4-1 不審者が侵入した場合
 - 1)敷地内に不審者が侵入してきた場合
 - 2)児童を、無理やり連れ去ろうとしている場合
 - 3)武器（ナイフなど）を所持している者がいた場合
 - 4-2 厳しい悪天候（台風、強風、豪雨、竜巻、雷）の場合
 - 4-3 火災の場合
 - 4-4 不審者徘徊情報と脅迫メール等を受けた場合
 - 4-5 地震の場合
 - 4-6 天候不順、地震、火災等による休所の連絡

事件事故記録用紙

緊急対応電話番号一覧

制定：平成31年4月1日

危機管理マニュアル

このマニュアルは、関係機関のマニュアルを参考とし、放課後等デイサービス R e n の実状に合わせて最低限必要事項だけをまとめたものです。

1. 緊急時対処方法の基本事項

- 1-1 現場にいる児童に対して適切な対処を行う。
- 1-2 常に児童の人数を確認し把握しておく。
- 1-3 指導員全員が情報を共有する。
- 1-4 怪我等の場合、判断ができないときは電話 1 1 9 番に通報し、救急車を依頼する。

2. 想定される危機とは

- 2-1 児童のひどい怪我や病気などの場合。
- 2-2 不審者が侵入した場合。
- 2-2 厳しい悪天候（台風、竜巻、雷雨、降雪）の場合、光化学スモッグ注意・警報の発令。
- 2-4 火災の場合。
- 2-6 地震の場合。

3. 緊急時の対応（基本対応）

3-1 状況把握

- 1)情報が提供できるようにしておく。
発生事象・時間・場所 怪我人の有無 怪我や病気の種類、原因、程度
児童の名前、学年（年齢）
- 2)必要不可欠な関係者以外は現場から遠ざけ、児童たちに動揺が広がらないよう、また事件事故現場が荒らされないよう注意する。

3-2 警察・消防・救急隊への連絡

- 1)必要と判断したら、ただちに、事件や事故などの場合警察 1 1 0 番、怪我等の場合消防救急隊電話 1 1 9 番に通報する。判断に迷った場合には、通報することを選択する。（手遅れになるより、間違いであった方が被害は少ない。）
- 2)警察・救急隊への電話コタ外を継続する。警察・救急隊が到着したら現場へ誘導する。
- 3)警察・救急隊など外部との対応は、指導員責任者が当たる。
- 4)警察への出頭や救急病院への付き添いなどで、指導員の人手が足りなくなる場合には、非番の指導員や役員に連絡し、応援を依頼する。

3-3 室内待機

- 1)室内待機を必要とする場合は児童を室内に入れ、人数把握を行う。

3-4 緊急避難

- 1)火災発生を知らせるサイレンが鳴ったり、避難の指示があった場合は、ただちに児童を引率し避難を始める。その際、人数確認ができるよう名簿を持ち出す。また、連絡用携帯電話を持ち出す。(田名部)
- 2)避難場所へ到着したら、ただちに点呼を行い全員が避難できたかを確認する。(島田)
- 3)点呼と同時または点呼が終了した後すぐに、負傷者がいるかどうかを把握する。(島田)
- 4)指導員1名は、室内・外の見回り避難し遅れた児童がいないことを確認する。(河内)
- 5)避難指示の解除が得られるまで、避難場所に児童全員を待機させる。(所、矢島)
- 6)避難解除の指示が得られたら、児童を室内戻す。(所、矢島)

3-5 応急手当

- 1)落ち着いて容態、怪我の様子をたしかめる。児童が話せる状態なら、原因なども聞き出す
- 2)応急手当が必要な場合には、ただちに着手する。応急手当の方法は別紙<応急手当ハンドブック>を参照し、日頃より技能を修得しておくよう務めておく。
- 3)命の危険が差し迫った状況でない限り、またその場所が危険でない限り、怪我をした児童をむやみに動かさない。
- 4)救助がこちらに向かっていることを伝え、児童を落ち着かせる。

3-6 保護者への連絡

- 1)特定の保護者への連絡が必要な場合には、登録票をもとに、すみやかに連絡する。
- 2)すぐに保護者へ連絡がつかなかった場合は、保護者の友人などにも協力を求めいかなる手段を使ってでも、保護者への連絡をつけるよう努める。

3-7 救急病院への搬送

緊急を要する場合には、119番通報で救急隊を要請し、そうでない場合には、保護者に連絡をして、保護者が迎えに来るのを待つことを基本とする。

- 1)なんらかの理由で、保護者の到着を待たずに救急病院へ連れて行く場合には、タクシーを利用する。
- 2)R e nに残った指導員は、病院に付き添った指導員と保護者がコンタクトできるように便宜を図る。
- 3)保護者が救急病院に連れて行く場合でも、必要があると判断される場合には指導員も付き添う。

※救急病院では

- ・救急であることを伝える。
- ・指導員は保護者から委任されている人間であることを伝える。
- ・保護者の状況(こちらに向かっているとか、連絡を取っているとか)を伝える。

※保険の使用方法

傷害保険：正規登録済みの児童が対象

・保護者が立て替えて支払い、後日保険会社に手続き、請求する。

※労災保険（正規・臨時指導員およびアルバイト指導員として勤務する者が対象）

・就業中に負傷した指導員は、負傷した時の状況、負傷箇所、程度を記録する。

・担当役員は、指導員の申告をもとに雇用者の労災事故報告書を作成し、労働基準監督署に届け出る。・就業中に負傷した指導員は、治療を受ける際に就業中の事故であることを担当医師に告げる。医師が労災報告書を作成するので受け取り、担当役員に提出する。

3-8 緊急会議

1)当面の危機が回避されたら、役員会を開催し、当日の療育の継続または中止を決定し、必要ならば電話を用いて保護者に伝える。翌日以降の療育についても明らかにしておく。

2)建物などに被害が発生した場合には、保育継続可否を判断し、必要に応じて保護者に伝える。

3-9 事件事故記録

1)事件解決後は、運営委員の事件事故記録の作成に協力する。

2)事件解決後は、指導員は、児童や保護者などの目撃者より情報を収集し、できるだけ詳しい事件事故記録（附表に添付）を作成する。

3)できるだけ早いうちに臨時の職員会議や役員会を開催し、再発防止策を検討する。その結果は、マニュアルに反映させる。

4)全保護者に知らせておく必要がある場合には、できるだけ早いうちに事件事故の状況、今後の対応等を記載したものを配布する。

3-10 悪天候と光化学スモッグ注意報・警報発生時の対応

1)天候に関する警報が発令された場合は、保育の継続・中止を早急に検討し保護者への連絡を行う。

2)光化学スモッグ注意報または警報の発生時は、児童を屋内に入れる。

4. 緊急時の対応（事象別対応）

4-1 不審者が侵入した場合

不審人物とは、

- ・敷地内に入ってきた保護者や学校関係者以外の人
- ・児童を、無理やり連れ去ろうとする人
- ・武器を敷地内に持ち込んだり、持ち歩いている人

1)敷地内に不審者が侵入してきた場合

- ①冷静に声をかけ、用件を尋ねて、相手の反応を見る。
- ②敷地内に入る正当な理由がない場合には、敷地内からの退去を求める。
- ③正当な理由がなく、退去に応じない場合には、110番に通報する。
- ④いきなり暴れだしたり襲いかかってくるような場合には、周囲にあるもの（イスや

机など) で不審者との距離を取り児童に近づけないようにしながら、大声を出すなどして応援を求める。

2) 児童を、無理やり連れ去ろうとしている場合

児童を連れ去ろうとしているのか見きわめるは困難である。よって、不審に感じた場合は、立場の区別なくまず以下の事を行う必要がある。

- ① 登録票に記載されたお迎え保護者(登録保護者)で無い場合は、原則として児童の引き渡しを行わない。
- ② 登録保護者の都合で他人をお迎えに当たらせる場合は、登録保護者が指導員に事前に連絡があった場合のみとする。
- ③ 不審者がいた場合は、電話110番に通報する。また、学校、市役所に報告する。

3) 武器を所持している者がいた場合

ここでいう武器とは、包丁やナイフなどで、振り回されることによって指導員、児童に危険が及ぶ恐れがある場合。

- ① 児童を室内に入れ、出入り口を施錠し、人数の把握を行う。
- ② 児童がパニックに陥らないよう、冷静に話しかけ続ける。
- ③ 速やかに電話110番に通報する。
- ④ 建物内に侵入しようとした場合には、机やイスなどでバリケードを築き侵入を食い止める。(警察・救急隊が来るまでの時間かせぎのためであり、無理な攻撃は逆に被害を大きくする恐れがあるので 慎む。)

4-2 厳しい悪天候(台風、強風、豪雨、竜巻、雷)の場合

- 1) 強風、大雨の恐れがある場合や雷が近くで鳴っているときは児童を屋内に入れ、人数把握を行う。
- 2) 雷、雷雨の場合、外部から繋がっている水道管など金属に手を触れさせないように注意する。
- 3) 強風や雷、雷雨、竜巻の通過の恐れのある時は、窓ガラスが破損して内側に飛び込んでくる恐れがあるため、児童を窓際から遠ざけるよう指示し、室内の中央に集まる。
- 4) 窓や出入口は、施錠し、カーテンを閉める。
- 5) 安全を確認するまでは、保護者が同伴で帰宅する場合を除いて室内にとどまらせる。

4-3 火災の場合

- 1) 児童を火災現場から遠ざけ、ただちに避難を始める。避難経路・場所は避難訓練の方法を基本とする。
- 2) 電話119番通報し、消防車の出動を依頼する。

4-4 不審者徘徊情報と脅迫メール等を受けた場合

- 1)下校時は指導者が学校より R e nまで付き添う。
- 2)不審者徘徊情報の場合、学童は敷地内に止め、指導員が屋外を注視する。

4-5 地震の場合

- 1)学童を安全な場所に避難させる。
- 2)地震がおさまった後、R e nの被害情報を確認する。

4-6 天候不順、地震、火災等による休所の連絡

悪天候、地震や火災、その他何らかの緊急事態が発生し、その状態が翌日の療育ができないと判断した場合は、休所の措置をとる。その際の保護者への連絡は、電話を用いる。